

平成30年7月27日 定例記者懇談会 発表

中部運輸局自動車交通部

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
岡田、加藤 TEL 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

《速報》乗合バス事業者に対する集中監査について
～ 28事業者のうち、11事業者に法令違反の事実を確認 ～

中部運輸局では、平成30年7月に一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とした集中監査を行い、その速報結果を下記の通り集計しましたのでお知らせします。今後、違反事実が確定した場合には、処分基準に基づき厳正に処分を行います。

記

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	主な違反項目									その他 ※2	
			配置車両	拘束時間	連続運転	健康診断	点呼の実施	点呼簿	乗務員台帳	乗務記録	指導監督		適性診断
愛知	3 (4)	1 (2)			1 (2)						1		
静岡	6	3					1	1			2		
岐阜	9	1		1									
三重	6	4	1		1	1		1	3	3			5
福井	4	2	1				1			1	1	1	5
計	28 (29)	11 (12)	2	1	2 (3)	1	2	2	3	4	4	1	10

※1：（ ）は立入り営業所の数であり、事業者数と立入り営業所の数が同一の場合、（ ）の記載を省略している。

※2：その他（運転基準図作成等不備、各種報告書未提出、運行管理者の講習受講義務違反、整備管理者選任（解任）未届出、早発の禁止義務違反）

以上

中部運輸局自動車交通部

平成30年6月26日 定例記者懇談会 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
岡田、加藤 TEL 052-952-8038

同時発表：福井県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する事業者）を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、7月に集中して監査を実施することとしましたのでお知らせします。

記

1. 集中監査の実施時期

平成30年7月

2. 監査対象事業者

- (1) 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- (2) 長期間監査を実施していない事業者
- (3) 重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、安全管理体制の確認が必要な事業者（平成25年9月30日付け中運局公示第58号「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」に基づき選定。）

3. 重点監査項目

- (1) 点呼の確実な実施及びアルコール検知器の適正な保守管理
- (2) 運転者の指導監督及び健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導
- (3) 運転者の勤務時間及び乗務時間の設定、及びこれにかかる法令等の遵守
- (4) 車両の点検及び整備の実施
- (5) 運行管理者講習の受講

以上